

五日市ファインプラザの指定管理者について

五日市ファインプラザ（以下「ファインプラザ」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により、シンコースポーツ・アズビル・東京体育機器共同事業体（以下「共同事業体」という。）に管理を行わせる。

1 理由

ファインプラザは、体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するために設置している体育施設であり、平成21年度から指定管理者制度を導入し、共同事業体が管理している。

この間、施設の管理運営に係る改善等に取り組み、利用者の利便性の向上及び経費の節減が図られ、指定管理者としての実績は評価できる。

(1) 協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っている

共同事業体は、経営方針に沿って民間企業の効率性・スポーツ専門企業のノウハウ等を最大限に活用し、ファインプラザを市民のスポーツ・レクリエーションと健康づくりの拠点施設と位置づけ、市民一人ひとりが生涯を通じたスポーツ活動や健康づくりを進める総合的スポーツ活動の場としている。

事業については、事業計画書に沿って市主催事業継承事業や自主事業約60の事業を開催し、さらに地域住民のニーズを踏まえた多彩なスポーツ教室の展開、トレーナーの常駐、プール利用時間の延長など利用者の満足度を高めており、独自の事業を積極的に展開し利用者の促進を図っている。

(2) 施設の利用状況が改善され、良好な状態である

指定管理者として管理している4年間で、利用者数は約1万人の増加、利用料金は約250万円の増加となっている。

また、平成24年度利用者アンケートから、従事職員の接客・対応面で高い満足度を得ている。

(3) 収支計画書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態である

全体の収支は、指定管理当初の平成21年度以降プラス（黒字）が続き、平成24年度では、約400万円以上の黒字決算となっている。

収入面では、利用料収入及び自主事業収入は増加し、総収入額は指定管理以後順調に伸びている。

支出面では、平成23年の原発事故以降、光熱水費が高騰する中で、創意工夫し光熱水費や人件費の節減に努め、関係経費の抑制が図られている点は評価できる。また、自主事業関係経費の増については、各種講座を増やし市民ニーズに対応している点が評価できる。

(4) 団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められる

シンコースポーツ（株）及びアズビル（株）は、平成24年度に市民プール、平

成25年度に秋川体育館・公民館の指定管理者となり、その際にも会社経営状況は良好であると判断され、今後も継続的なサービスの提供ができると認められる。

また、現在60人いる職員のうち、市民を50人雇用し、地元雇用の創出にも大きく貢献をしている。

このように、共同事業体は施設の設置目的を果たすため、公共性・公益性を理解し、安全・安心な施設管理を行うとともに、地域等との協働・連携により効果的・効率的な運営に取り組むことで、利用促進と収入増大の実績を上げており、引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できるため、ファインプラザの指定管理者とする。

2 施設の概要

- (1) 名称： 五日市ファインプラザ
- (2) 所在地： あきる野市伊奈859番地3
- (3) 規模： 敷地面積 4,252.29m²
建築面積 2,270.910m²
延床面積 5,477.771m²
駐車場面積 2,312.34m²
- (4) 施設内容： 1階 体育室、事務室、倉庫、ロビー、放送室、トイレ、保健室、休憩室、設備室、玄関ホール、職員用更衣室
2階 第1研修室、第2研修室、第3研修室、湯沸室、倉庫、体育室選手控室、幼児体育室、ロビー、トイレ
3階 トレーニング室、トイレ
地下 屋内水泳場、武道場、倉庫、プール更衣室、一般更衣室、トイレ、機械室、EV機械室、観覧席、その他

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用承認等及び利用料の徴収に関すること。
- (2) 利用承認の変更及び取消に関すること。
- (3) 施設の利用に伴う使用者への便宜の寄与に関すること。
- (4) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (5) 施設の簡易修繕に関すること。
- (6) スポーツ事業に関すること。
- (7) 管理運営に関し、教育委員会が必要と認めること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

5 指定管理者の指定管理料

483,500,000円（指定期間における総額）